

令和7年3月定例会

産業建設委員会

会議録

2月26日（水）

防府市議会

○日 時 令和 7 年 2 月 26 日 (水) 午前 11 時 35 分

○場 所 議会棟 3 階・第 4 委員会室

○付議事件

- (1) 議案第 9 号 令和 6 年度防府市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 10 号 令和 6 年度防府市工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 11 号 令和 6 年度防府市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 12 号 令和 6 年度防府市漁業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
(2) 議案第 5 号 令和 6 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)
-

○出席委員 (8 名)

産業建設委員長	河 村	孝
産業建設副委員長	森 重	豊
産業建設委員	石 田	卓 成
〃	曾 我	好 則
〃	中 谷	哲
〃	宮 元	照 美
〃	安 村	政 治
〃	山 田	耕 治

○欠席委員 (なし)

○委員外議員 (なし)

○説明のため出席した者

産業振興部長	杉 江	純 一
産業振興部理事	亀 井	幸 一
産業振興部次長	松 村	訓 規
農林水産振興課長	小 田	至 郎
上下水道事業管理者	河 内	政 昭 (上下水道局長)
上下水道局次長	野 村	利 明
総務課長	徳 本	修
財務課長	福 谷	英 樹

財務課主幹 佐戸博文
水道課長 原田康晴
下水道課長 市村太郎

○出席書記

青木謙吾

午前11時35分 開会

○河村委員長 それでは、ただいまから産業建設委員会を開催いたします。

さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件について審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、発言はあらかじめ挙手していただき、委員長の指名を受けた後に発言されるようお願いいたします。なお、この部屋はマイクはありませんので、声を大きめで、はっきりとよろしくお願ひ申し上げます。

議案第9号 令和6年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和6年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和6年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第12号 令和6年度防府市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○河村委員長 初めに、議案第9号令和6年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第10号令和6年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、議案第11号令和6年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第12号令和6年度防府市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の4議案を一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○野村上下水道局次長 上下水道局です。議案第9号水道事業会計補正予算、議案第10号工業用水道事業会計補正予算、議案第11号公共下水道事業会計補正予算及び議案第12号漁業集落排水事業会計補正予算の4議案につきまして、補正予算書により一括して御説明いたします。

このたびの補正につきましては、収入及び支出とも決算見込みにより補正するものです。補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、水道事業会計から御説明いたします。

初めに、第2条では、予算の第2条に定めた業務の予定量につきまして、第4号の建設

改良事業費を減額するものです。

次に、第3条では、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

次に、第4条では、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するとともに、収入不足額の補填財源について補正するものです。

2ページをお願いいたします。

令和6年度防府市水道事業会計補正予算実施計画をお示ししております。

2ページ、3ページに収益的収入及び支出の費目ごとの補正額を、4ページ、5ページに資本的収入及び支出の費目ごとの補正額をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

令和6年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。以下、7ページに予定損益計算書を、8ページ、9ページに予定貸借対照表をお示ししていますが、いずれも決算見込みにより所要の金額に改めようとするものです。

7ページの損益計算書をお願いいたします。

下から4行目にお示しております当年度純利益につきましては1億3,200万8,000円を見込んでいます。

11ページをお願いします。

工業用水道事業会計について御説明いたします。第2条では、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

12ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計補正予算の実施計画をお示ししております。

12ページ、13ページに収益的収入及び支出の費目ごとの補正額をお示ししております。

14ページから17ページには、水道事業会計と同様に財務諸表をお示ししております。

15ページの予定損益計算書をお願いいたします。

下から3行目にお示ししております当年度純利益につきましては、1,327万2,000円を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。

公共下水道事業会計について御説明いたします。

初めに、第2条では、予算の第2条に定めた業務の予定量のうち第4号の建設改良事業費を減額するものです。

次に、第3条では、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもの

です。

次に、第4条では、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するとともに、収入不足額の補填財源について補正するものです。

20ページをお願いいたします。

第5条では、予算の第6条に定めた企業債につきまして、起債の限度額を減額するものです。

21ページをお願いいたします。

公共下水道事業会計補正予算実施計画をお示ししております。

21ページ、22ページに収益的収入及び支出の費目ごとの補正額を、23ページ、24ページに資本的収入及び支出の費目ごとの補正額をお示ししております。

21ページをお願いいたします。

表の一番下にお示ししております、その他特別利益4,919万2,000円につきましては、令和5年度に発生した贈収賄事件に関連し、契約の相手方事業者から契約約款に基づき、損害賠償金を受領したものになります。

25ページから29ページには財務諸表をお示ししております。

26ページの損益計算書をお願いいたします。

下から3行目には、当年度純損失として6,220万2,000円の赤字を見込んでおります。このたびの3月補正におきましては、純損失としておりますが、令和7年1月1日から下水道使用料を改定したこともあり、最終的な決算においては黒字になると見込んでおります。

31ページをお願いいたします。

漁業集落排水事業会計について御説明いたします。

初めに、第2条では、予算の第2条に定めた業務の予定量のうち、第4号の建設改良事業費を減額するものです。

次に、第3条では、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

次に、第4条では、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

32ページをお願いいたします。

漁業集落排水事業会計補正予算実施計画をお示ししております。

32ページに収益的収入及び支出の費目ごとの補正額を、33ページに資本的収入及び支出の費目ごとの補正額をお示ししております。

漁業集落排水事業につきましては、支出に対する収入の不足額は、一般会計から補助金、出資金として補填されますので、収益的収入及び支出についても、資本的収入及び支出についても、支出の補正額と同額の収入の減額補正を計上しております。

34ページから37ページは財務諸表をお示ししております。

以上で、4議案についての補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し、一括質疑を求めます。

○石田委員 じゃあ、水道の減額補正についてお願ひします。先ほど事前にもお伝えしたんですけど、要は、今年度予算で、我が地域、上右田の水道を新たに伸ばすという話で当初予算を立てられていたんですが、募集してみたところ、ちょっと軒数が足りなくて引けなかつたという中で、地元の方からも大変失望していると。御説明も何回か行ったりしていただいているんですけど、そんな中で考え方として、水道局が採算性だけで物事を判断するようになっては、何のためにこの行政が絡んでいるのか分からぬと思うところもあります。

人々の生存権、憲法25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があると、こういう条文もあるわけですし。その方は、井戸水が今濁って飲めない状態になっているから、息子さんが国衛からたびたび水道水を持って通われています。うちの使ってよって言うんですけど、そういうわけにもいかんということで、何とか今後も、軒数が足りないなら足りないで、広報をしっかりしていただくとともに含めて、対応していただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

○原田水道課長 石田委員がお話したとおり、今年度は水道局のほうで、未給水地区における排水管布設整備事業に関する基準というのがありまして、それに基準に合うものに対しては進めていくというところで、令和6年度の予算当時はそれに見合った、これもギリギリだったんですけども、人数が足りていたということで予算化をしておりました。

実際、工事に入る前に最終確認ということで、私も含め職員で地元の確認をしました。その中でどうしても生活スタイルが変わるというところで、今回は御遠慮いただきますという家がありまして、その基準に達していなかったというところで、今回は中止をしました。

これで終わりではないんですけど、今後も私も含め職員でそういった調査をして、1軒でもそういった人がおれば、そのときには工事のほうを予算化して進めていこうとは考えております。

○石田委員 ありがとうございます。しっかり汗をかいていただいたのを存じております。

ただ、今までどおりのやり方、なかなか昼間に訪問しても会えなかったりということも多いと思うので、だから自治会長に頼んでチラシを配ってもらうとか、企画している地域にエリア一帯に配ってもらって、脈がある人をピンポイントで強くプッシュしていくとか、そういうふうな誘導も含めて今後していただきたいという声が地元からありましたので、その姿が見えなかつたということで、努力してくださっているんですけど、それが見えてなかつたんだろうと、伝わっていなかつたんだろうなと思いながら、公務も含めてしっかりとお願ひできたらと思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○河村委員長 ほかにございません。

○山田委員 議案第11号令和6年度公共下水道事業会計補正予算で、ページが21ページになります。

そこの項目として、特別利益のところで、これもちょっと質問もありましたけど、この考え方というのを教えてもらいたいなというのがありますて、基本的には臨時的なとか特別な計上なんだろうと思います。

ただ、これは説明責任もあるんだろうと思いますし、またこののようなケースで金額的には今回4,900万円になると、この中に組み込ませると、独立採算制で運営している水道局に対して、事業利益が本当に健全なのかどうかという、そこの判断が怠るというところもあるのではないかと思うんですけど。そういう水道局としての基準とか方針とかいうのがあるのかないのか、ちょっと教えてください。

○河内上下水道事業管理者 上下水道事業管理者です。昨日の本会議におきましても田中健次議員から御質問があったというので、簡略した御答弁をさせてはいただいたんですけど。

このたび、こちらのほうで御迷惑をおかけしたというか、信用失墜をさせてしまった上下水道の中の下水道工事の贈収賄事件ということがございまして、それに基づいてこれを行っているわけなんですけど。水道も含めて、それぞれの工事には契約約款の中で、項目としてうたわれている部分がありまして、こういった贈収賄があった場合は、不正等があった場合は、それを行った事業者のほうから請負金額の2割相当額について、損害の賠償金を払わなければならないということになっております。

うちはそれに基づきまして、業者の方に請求をいたしまして、業者のほうからそれが入ってきたということで、今回この金額を計上しているわけなんですけど、こちらのほうは、うちの局の運営をするほかのところでのお金を計上するというのは、どうなろうかなと。あくまでこれは工事に対するそういった損害賠償ですから、当然うちの局の事業会計の中

に入ってくるべきものだろうと。

ただ、これは一般的なことではございませんので、やっぱり特別だということで、特別会計というのが、そのためにこういったものが設けられておりますので、そちらのほうに入れたということでございます。

○山田委員 すみません。説明責任というところからしたら、こうやってちゃんと説明していただいたことは、本当にありがたいことなんですが、調べてみると、あまり小さいことだと計上しないというところもあるみたいなんですね。先ほど言ったような基準であったりとか方針がどうなのかというのが、ちょっと気になったので聞いてみたんですけど。

うちちはしっかりその辺はやっていただいているので、またこういうケースがありましたら、しっかり透明性というところからして、しっかり説明していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○河内上下水道事業管理者 この度のケースにつきましてはあってはならないことでございまして、これがたびたびあるようではちょっと責任問題だろうというふうには思っておりますので、まずはないことをきっちりやっていくということで、まず取り組んでまいりますけど、もし万が一そういうことが起これば、また説明責任も含めて対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論終結して、お諮りいたします。本案に対しては原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第9号から議案第12号までの4議案については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで上下水道局は、退席されて結構です。お疲れさまでした。

議案第 5号 令和6年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

○河村委員長 次に、議案第5号令和6年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第

2号)を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○松村産業振興部次長 産業振興部でございます。議案第5号令和6年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の51ページをお願いします。

51ページ、青果市場事業特別会計補正予算でございます。初めに、歳出から御説明いたします。57ページをお願いします。

57ページ、職員給与費につきまして、決算見込みにより13万3,000円を減額しております。なお、55ページの歳入におきまして、同じく13万3,000円を一般会計繰入金から減額いたしております。

産業振興部は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河村委員長 執行部の補足説明に対し質疑を求める。

○石田委員 ありがとうございます。青果市場なんですけど、今回、新人議員さんもいらっしゃるので、今後どういう展開になっていくのかというのも含めて、分かりやすく説明していただければと思います。お願いします。

○小田農林水産振興課長 青果市場につきましてですけども、まず、平成元年の頃は、まだ流通も市場を通して、野菜とかの流通というのはそういった形だったんですけども、こうやって今では、もう農家の方も直売所、今、テレビでもよく直売所が安いからというのでやっていると思うんですけども、大体の方は、直売所に出される方も多くなっております。量販店のほうも、だんだんその当時とは違って多くなっておりまして、量販店でしたら、量販店が契約をしたところが市場を通さずに、野菜を入れているという状況で、青果市場については、大分、市場を通した取引というのはもう少なくなってきたている状況です。

それで、一般質問などとかありましたけども、今、水産市場のほうが、潮彩市場のほうにございますので、今からは市場を、やっぱり生産者がいらっしゃる限りは、公設市場については、市としては持続していきたいと考えておりますので、新たな活性化の要素が必要になってくるということになってくると思います。

今からV字回復とか、そういったことはかなり難しいと思いますので、今の状況を何とか悪くならないようにやっていきたいと考えておりますので、そういう考察の中で、水産市場の横に魚市場の跡地がございますので、こちらのほうに移転して一次産業の拠点としてあちらの市場のほうを盛り立てていけるんじゃないかということで、今から検討のほうを始めようということになっております。

新年度のことになるんですけども、当初予算の概要にも書いてありましたが、基本構

想について来年度は検討していこうということに、今そういった状況になっております。
以上です。

○石田委員 ありがとうございます。詳しく説明いただいてよく分かったです。

直売所とか量販店というお話もありましたけど、直売所に生産者が一軒一軒回って配る
ものすごく大変で、結局どっちがいいか悪いか分からぬよう、本当であれば、もう
ちょっとしっかりした価格がつくような市場であれば、それに農業者が安心して出せるよ
うになるとは思うので、そういう組合の方とかもしっかり話されていると思うし、もうし
っかり絡んでくださっていますけど、なるべくそういう市場が活用されるように、しっか
りと頑張ってやっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○山田委員 青果市場の土地の利用というところが、多分大きな問題に今からなってくる
んだろうと思います。もともとこれ国の補助金で建てた建屋なんでなかなか違う用途では
使用できないというのは一般質問等での御回答でしたけど、今後はその辺も今後に向けて
検討していただくようなことを、既に行ってくれているとは思うんですが、土地の利用を、
本当に考えていただければというふうに思います。

これ、お金が作れる仕組みができますんで、しっかり考えていただければというこれは
要望させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○河村委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、議員間の討議を行います。どなたかござりますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、原案のとおり承認
することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号については、全員一致で
原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件については審査を終了し、産業建
設委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分 散会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年2月26日

防府市議会産業建設委員長 河 村 孝